

金山町

子育て家庭支援ハンドブック



このハンドブックの名前である「Soleil（ソレイユ）」

はフランス語で太陽を意味しています。

目次

◆ かねやまのこどもたちのために

◆ 金山町子育てカレンダー事業一覧

1. 妊娠がわかったら

- (1) 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 母子健康手帳の交付・・・・・・・・・・・・・1
- (3) 妊婦健康診査・・・・・・・・・・・・・1
- (4) 出産・子育て応援給付金・・・・・・・・・・・・・2
- (5) 風しん抗体検査・予防接種費用助成・・・・・・・・2
- (6) 産前産後サポート事業・・・・・・・・・・・・・3
- (7) 伴走型相談支援事業・・・・・・・・・・・・・3

2. パパになる方へ

- (1) 仕事の引き継ぎ・・・・・・・・・・・・・7
- (2) 産前産後休業の取得・・・・・・・・・・・・・7
- (3) 産前産後休業中の保険料免除・・・・・・・・・・・・・7

3. 働くプレママの方へ

- (1) 仕事の引き継ぎ・・・・・・・・・・・・・8
- (2) 産前産後休業の取得・・・・・・・・・・・・・8
- (3) 産前産後休業中の保険料免除・・・・・・・・・・・・・9
- (4) 出産手当金・・・・・・・・・・・・・10

4. 赤ちゃんが生まれたら

- (1) 出生届・・・・・・・・・・・・・11
- (2) 児童手当の手続き・・・・・・・・・・・・・11
- (3) 出生連絡票の提出・・・・・・・・・・・・・11
- (4) 健康保険への加入手続き・・・・・・・・・・・・・12
- (5) 子育て支援医療証の手続き・・・・・・・・・・・・・12
- (6) 新生児聴覚検査費用助成・・・・・・・・・・・・・12
- (7) 出産祝金贈呈・・・・・・・・・・・・・12
- (8) 出産育児一時金・・・・・・・・・・・・・13

5. すこやかな成長のお手伝い

- (1) 町の保健師による「赤ちゃん訪問」・・・・・・・・15
- (2) 産婦健診費用助成事業・・・・・・・・・・・・・15
- (3) すこやか相談・・・・・・・・・・・・・15
- (4) 乳幼児健診・・・・・・・・・・・・・16
- (5) 産後ケア事業・・・・・・・・・・・・・16
- (6) 予防接種事業・・・・・・・・・・・・・17
- (7) むし歯予防事業・・・・・・・・・・・・・17

6. 子育て支援医療制度

- (1) 出生～小学3年生までの場合・・・18
- (2) 小学4年生～中学生までの場合・・・18
- (3) 高校生年齢相当のお子さんの場合・・・18
- (4) 小学4年生～中学生が入院する場合・・・19
- (5) 県外の医療機関等で受診した場合・・・19
- (6) 学校の管理下でケガ等をした場合・・・20

7. 子育て支援関連事業

- (1) 金山町家庭育児支援金・・・21
- (2) 入学等祝い金・・・21
- (3) 病児預かり保育施設利用料助成金・・・21
- (4) 児童扶養手当・・・22
- (5) 特別児童扶養手当・・・22
- (6) 放課後児童クラブ利用助成事業・・・22
- (7) 金山町地域子育て支援センター・・・23
- (8) MaMa's サークル「おひさま」・・・23

8. 子育てがっこう

- (1) 離乳食講座・・・24
- (2) プレベビー教室・・・24
- (3) ベビーマッサージ教室・・・25
- (4) ママと赤ちゃんのケア教室・・・25
- (5) 読み聞かせ・お話会・・・25

9. 入園・入所について

- (1) 認定こども園等の入園・・・26
- (2) 通園バス利用料助成事業・・・26
- (3) 保育料にかかる助成事業・・・26
- (4) 認可外保育施設入所者多子負担軽減補助金
交付事業・・・27
- (5) 保育料負担軽減給付金支給事業・・・27

10. 新かねやま子育て 応援プラン

- (1) 計画の概要・・・28
- (2) 施策の体系及び事業展開・・・29
- (3) 計画の推進体制・・・31

感染症などの感染状況により、記載内容に変更が生じる場合がありますので、各担当までご確認ください。

住まいの支援も充実

●住宅リフォーム総合支援

若者の定住促進を主な目的とした街なか町営住宅が整備されており、子育て・新婚・移住世帯に優遇が大きいリフォーム補助金など、「住まい」の側面からも子育て世代を支援します。

ママのたまごから応援

- 不妊治療費助成
- 妊婦健診
- 子育て世代包括支援センター

赤ちゃんが欲しくて治療している方の応援や、安心して出産していただくために妊婦健診費用を一部負担します。また、安心して妊娠期から出産、育児期を過ごせるよう子育て世代包括支援センターがサポートします。

心身の成長をサポート

- 産前産後サポート事業
- 乳幼児の健康診査

ママと赤ちゃんの健康、子育ての悩みを相談できる「すこやか相談」を保健師と開業助産師で行っています。また、乳幼児の心身ともに健やかな成長を守り続けるために、各種健診を実施します。

結婚

妊娠

出産

結婚に伴う新生活を応援

●結婚新生活支援事業

結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望を叶えるとともに、子供を産み、育てやすい環境づくりを提供するため、新生活を始めるための費用を支援します。

子育てのお悩みは「おひさま」で解決

●子育て支援センターおひさま (金山町体育センター前)

おひさまでは、主に入園前までのお子さんの子育て相談・情報提供を行っています。また、おひさまを会場に「子育てがっこう」の講座(ベビーマッサージ・読み聞かせ)などお子さんとパパ・ママの両方にとってためになるメニューを開催しています。

赤ちゃんが産まれたら

- 出産祝金
- ブックスタート事業
- ようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト事業

「出産祝金の贈呈」や「ブックスタート事業」、「ようこそ赤ちゃんメッセージ・ギフト事業」でお子さんの誕生を祝福します。



かねやまのこどもたちのために

金山独自の取り組みも

- 児童手当
- 家庭育児支援金
- 就学支援
- 通園費助成
- こども園バス通園助成

中学校卒業まで児童手当を支給します。また、金山独自の取り組みとして第2子からの保育料等の助成を行っています。第2子は保育料等の2分の1、第3子は全額を助成します。さらに、こども園バス通園費の2分の1を助成します。加えて、家庭にて育児を行っている世帯に対し経済的支援も行っています。

豊かな遊びと学びの場を

- 認定こども園めぐたま
- 森の子ども図書

町では認定こども園めぐたまの運営を支援しています。また、交流サロンほすと内にある森の子ども図書コーナーには約4,700冊の絵本が蔵書されています。3・4か月健診の際は、お子さん用と保護者用に絵本をプレゼントしています。

育児

保育

入学

健やかな成長のために

- 各種予防接種（おたふくかぜ等）
- 産婦健診費用助成
- 新生児聴覚検査費用助成
- 小学6年生までのフッ素塗布無料
- 保健師によるサポート

定期予防接種の無料化、任意予防接種（インフルエンザやおたふくかぜ）費用の2分の1を助成しています。また、虫歯予防のためフッ素塗布が小学6年生まで無料。町保健師がご自宅に訪問し、子育てや出産後の悩み相談を行うなどのサポートを行ったり、開業助産師による専門的な産後ケア事業も行っています。さらに、産婦健診費用と新生児聴覚検査費用の全額助成も行っています。

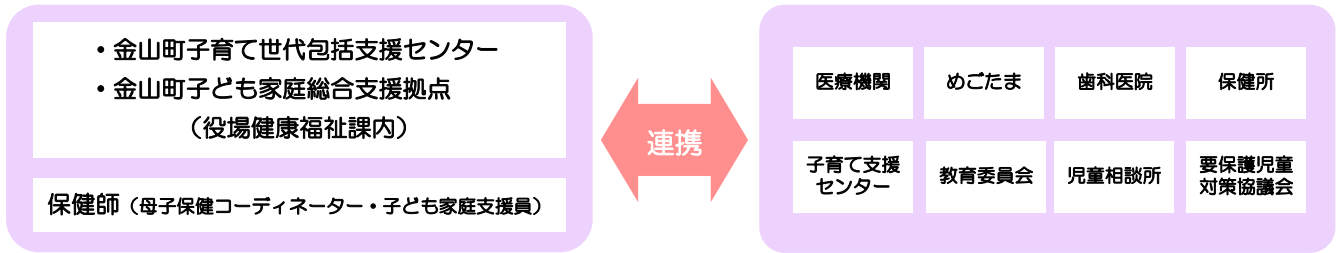
入学後の支援も充実

- 入学等祝金（小・中・高）
- 放課後子ども教室
- 米飯給食利用拡大支援
- 特別支援教育 ● 民間短期学習塾
- 中学校英語・数学検定受験料を無料化
- スポーツ少年団への支援
- 金山育英会による援助で進学を応援

小学校及び中学校に入学する子ども及び中学校を卒業するお子さんには、それぞれ町から入学等祝金を贈呈します。金山町の教育は「適時適育」が基本理念。スポーツや文化活動支援のほか、特別支援を含め、通学路の見守り隊など、学校・家庭・地域が一体となった子育て支援体制の構築を目指しています。

金山町子育て支援事業一覧表

～妊娠・出産・育児の切れ目のない支援のために～



保健師 (母子保健コーディネーター・子ども家庭支援員)

妊娠前 > 妊娠期 > 出産 > 産後

届出関係	母子健康手帳の交付 (P1)			
助成・支援	不妊治療費助成 (P2)	妊婦健康診査 (P1)	新生児聴覚検査費用助成 (P12) 出産祝金贈呈 (P12) 出産・子育て応援給付金 (P2)	赤ちゃんが贈呈 (P13) 予防接種事業 (P17)
健診等	妊婦健康診査 (P1)	産婦健康診査費用助成 (P15) (2週間健診) (1か月健診)	乳幼児健診 (P16) (3・4か月児) (9・10か月児)	
支援事業・教室	マタニティ教室 (P3) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 10px;"> 「マタニティ教室」と「すこやか相談」は産前産後サポート事業です。 </div>	すこやか相談 (P3、15) 妊産婦訪問 (電話訪問)	産後ケア事業 (P16) 子育て支援センター (P23) 子育てがっこう (P24) 赤ちゃん訪問 (P15)	

金山町子育て世代包括支援センターとは？

妊娠期から子育て期にかけて、お母さんやご家族の不安や悩みなど様々な相談に応じ、安心して妊娠、出産、子育てができるように、保健師、保育士、開業助産師、医療機関などが支援します。

金山町子ども家庭総合支援拠点とは？

すべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象とし、子育て世代包括支援センターと連携して、特に要支援及び要保護児童への支援強化を図ります。

による継続した相談支援

育児

児童手当、保険加入（P11～）

子育て医療証ほか各医療証（P18～）

家庭育児支援金（P21）

入学等祝金（P21）

病児預かり保育施設利用料助成金（P21）

【定期接種】B型肝炎/ヒブ/小児用肺炎球菌/ロタ/四種混合/BCG/麻しん風しん混合/水痘/日本脳炎/HPV
【任意接種】おたふくかぜ/インフルエンザ

1歳6か月児健診

3歳児健診

年中児健診

就学時健診

1歳児・2歳児歯科健診

ぴかぴか歯みがき健診

むし歯予防事業（集団・個別）（P17）



妊婦相談/産婦相談/育児・発達相談/子どもの身長体重測定

離乳食講座/プレベビーマッサージ/ベビーマッサージ/ママと赤ちゃんのケア教室/読み聞かせ・お話し会

養育支援訪問（継続支援・ハイリスク訪問）

1. 妊娠がわかったら

(1) 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点

妊娠期から出産、育児期は、お母さんとそのご家族が不安や負担を抱えることの多い時期です。そんな時期も安心して子育てができるよう、金山町では「子育て世代包括支援センター」を令和2年4月に開所しました。子育てに関する相談は、子育て世代包括支援センターが最初の窓口となり、お受けします。子育て世代包括支援センターでは、保健師や助産師、関係機関が連携して、子育てをサポートします。その中の事業として、「産前産後サポート事業（P3）」「産後ケア事業（P16）」「産婦健診費用助成事業（P15）」を実施しています。安心して子育てができるようにサポートしています。また、特に要支援・要保護児童への支援については、子ども家庭総合支援拠点と連携した相談体制を充実していきます。ぜひご利用ください。

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624・健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

(2) 母子健康手帳の交付

出生届や健診等の時に必要となる母子健康手帳の交付を行い、あわせて健康相談を行っています。

【日 程】 毎月第1・3水曜日（5・1・3月は第2・4水曜日、8月は第1・4水曜日）
午前9:00～11:00 ※詳しくはP3をご確認ください。

※上記日程で都合がつかない場合は、個別に保健師にご相談ください。

【場 所】 改善センター保健相談室

【持 ち 物】 ①妊娠届出書 ②マイナンバーのわかる物 ③身分証明書※ ④通帳※

※出産応援給付金（P2）申請のため、持参いただくようお願いいたします。

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624

※母子モアプリ「すくすくかねやま」から予約できます！

(3) 妊婦健康診査

妊婦さんが健康で穏やかな妊娠生活を過ごし、安心して出産していただくために、妊婦健診費用を町が負担します。

【健診回数】 14回

【町負担額】 1回目 10,000円 2～14回目 5,000円

HTLV-1 検査 2,290円

性器クラミジア検査 2,100円

子宮頸がん検診 3,400円

超音波検査 1回目 5,300円 2～4回目 4,770円

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624



(4) 出産・子育て応援給付金

出産と子育てに向けて、育児用品を購入したり、サポート事業を利用できることで、より不安なく妊娠・出産を迎えられるように「出産・子育て応援給付金」を支給しています。

- 【内 容】 ①出産応援給付金5万円 : 母子手帳交付の時に申請
妊娠届出書、身分証明書、通帳をお持ちください。
②子育て応援給付金5万円: 赤ちゃん訪問時にご案内
申請書、母子健康手帳、身分証明書、通帳を持って、出生後4カ月以内に申請
してください。

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624

(5) 風しん抗体検査・予防接種費用助成

妊娠中に「風しん」にかかると、赤ちゃんが目や耳や心臓に障害を持って生まれてくる「先天性風しん症候群」になる可能性があります。妊婦健診で医師から「風しんの抗体が少ない」と言われたら、妊婦さんは産後に風しんの予防接種を受けましょう。妊娠中は家族が風しんを家庭に持ち込まないように、旦那さんや家族に風しんの抗体検査を受けてもらいましょう。町では29～65歳の方(※)は無料で抗体検査が受けられ、予防接種の費用も半額助成があります。

※風しんにかかったことのある方、風しん予防接種を2回以上受けたことのある方等は対象外です。

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624

お悩み
解決

各種申請における「出産」の範囲とは？

産前産後休業を取得する際の“出産”という意味は「妊娠4か月以上経過した場合の分娩」のことをいい、4か月经過後の流産なども出産に含まれます。また、産前産後休業は、職場の就業規則などに記載されていなくても取得することができますが、賃金の支払いに関しては、会社によって異なりますので注意が必要です。

子育て
コラム

「赤ちゃんが欲しい…」と思っているあなたへ



「赤ちゃんが欲しい」「不妊治療ってどこで受けられるの？」など、悩んでいる方は下記をご覧ください。不妊治療の費用を助成する制度もありますので、お気軽にご連絡ください。

【特定不妊治療費助成】 令和4年度より、特定不妊治療が医療保険適用となりました。助成制度については最上保健所にお問合せください。

【一般不妊治療費助成】 金山町では一般不妊治療について自己負担額の全額を10万円(1年間の上限額)まで助成します。

【お問合せ】 最上保健所 ☎29-1361 健康福祉課 健康係 ☎29-5624

(6) 産前産後サポート事業

① すこやか相談

毎月2回、助産師や保健師に相談できる日を設けています。産前産後の悩みや不安を助産師や保健師に相談することで、より楽しく前向きに妊娠・出産・子育てに臨むことができます。一緒にパパのご利用も大歓迎です。ぜひお越しください♪

【日 程】 毎月第1・3水曜日 午前9:00～11:00

※5・1・3月は第2・4水曜日、8月は第1・4水曜日

4/5、4/19、5/10、5/24、6/7、6/21、7/5、7/19、8/2、8/23、9/6、
9/20、10/4、10/18、11/1、11/15、12/6、12/20、1/10、1/24、2/7、
2/21、3/13、3/27

【場 所】 農村環境改善センター保健相談室

【内 容】 ・妊婦さんなら…妊娠経過の相談、胎児超音波心音計を使った胎児の状態確認等
・産婦さんなら…産後の心身の不調の相談、赤ちゃんの身体計測、離乳食相談等
※各月の最初の日、開業助産師の高橋優先生がいらっしゃいます。

※胎児超音波心音計を使った胎児の状態確認は高橋優先生の日のみです。

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624

※母子モアプリ「すくすくかねやま」から予約できます！

② マタニティ教室

マタニティ教室は年4回、子育て支援センターで開催しています。医療機関でも同様の取り組みを行っているところもありますが、出産後は町の赤ちゃんの成長を見守る一人として、町の保健師や栄養士が、ママ・パパが子育てに悩んだときの相談相手となります。妊婦さんのその時期特有の悩みや不安を、助産師や保健師に相談したり、妊娠・出産・子育てについて学べる教室があります。

【日 程】 5/27、8/26、11/25、2/24 午前9:30～11:30

【会 場】 子育て支援センターおひさま

【内 容】 ・助産師と保健師による個別健康相談 ・助産師による簡単な体操
・プレパパの「妊婦体験」「沐浴体験」 ・妊娠中の健康管理のお話
・きつねのボタンによるパパ・ママへの絵本の読み聞かせ
・管理栄養士による食事バランス講話など

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624



(7) 伴走型相談支援事業

妊娠8か月になり、産休に入ることにより少し時間ができたら、出産の具体的な流れや心配事、準備する物など、保健師・開業助産師に相談することができます。妊娠8か月に入ったら、アンケートを送付しますので、楽しみなことや心配なこと、今の気持ちを教えてください。初めての妊娠・出産の方には必ず面談のご案内をいたします。

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624

2. パパになる方へ

ママの出産前後の大変な時期、パパがそばにいて家事や育児にかかわることで、家族の絆がさらに深まります。まずは、できることから始めてみましょう♪

妊娠・出産・子育てに際し、パパにできること

妊娠初期

- 【ポイント】つわりによる体調不良や流産の心配があります。
- つわりによる体調の変化や体調不良が見られます。体調を気遣ってあげましょう。
- 積極的に家事を行いましょう。

妊娠中期

- 【ポイント】体調が安定します。胎動を感じるようになります。
- 両親学級などに参加し、2人で育児をする準備をはじめましょう。
- 出産日や出産前後の休暇について職場の上司に相談しましょう。
- 早めに帰宅し、ママのサポートをしましょう。
- 出産後の生活や育児分担、働き方について具体的に話し合っておきましょう。



妊娠後期

- 【ポイント】お腹が大きくなり体がコリます。動悸や息切れを感じる場合があります。
- 出産後は2人で過ごす時間が減ってしまうので、2人で過ごす時間を大切にしましょう。
- ママに気分転換をさせてあげましょう。
- 妊娠中は背中や腰などの痛みや体調を崩しがちです。優しくさすってあげましょう。
- 効率的に仕事ができるように計画を立て、労働時間を見直しましょう。
- 入院の準備を一緒にしましょう。入院時の連絡先、移動手段も確認しておきましょう。

出産

- 【ポイント】産後トラブル・授乳トラブル・後陣痛になる場合があります。
- 出産を頑張ったママをねぎらい、感謝の気持ちを伝えましょう。 **休暇を取ろう**
- 退院と子供を迎える準備をしましょう。 **休暇を取ろう**
- 2人で子供の世話をし、沢山スキンシップをとりましょう。

産後

- 【ポイント】子宮が元の大きさに戻るまで約8週。体力の回復にはもっとかかります。
- 出産後、ママの体はボロボロです。ママを休ませ家事をしましょう。
- 声がけや、今後の相談など夫婦のコミュニケーションを増やしましょう。
- 職場に出産を報告し、周りの理解を得ましょう。出来るだけ定時に帰りましょう。
- 出生の日から14日以内に出生届を提出しましょう。 **休暇を取ろう**
- ママにリラックスできる1人の時間をつくってあげましょう。
- 子どもが生まれると日々の生活は一変します。新しい生活を楽しみましょう。
- 新生児との外出は1人では不安なもの。産後の健診に付き添いましょう。 **休暇を取ろう**
- 産後のママはホルモンの急激な変化によって精神的に不安定になりやすいです。身体面だけでなく、精神面でもサポートしてあげましょう。

育児・家事の分担

赤ちゃんがうまれたら生活リズムを改めて確認し、パパとママの役割分担を試みましょう♪

▶育児

- 授乳
- ミルクを作る
- おむつ替え
- 朝の着替え
- 寝かしつけ
- 抱っこ
- あやす
- 沐浴・入浴 …… など



▶家事

- 朝食をつくる
- 昼食をつくる
- 夕食をつくる
- お弁当をつくる
- 洗い物をする
- 部屋の掃除
- お風呂掃除
- トイレ掃除
- ゴミの分別
- ゴミ出し
- 洗濯ものを洗う
- 洗濯ものを干す
- 洗濯ものをたたむ
- 買い物をする …… など



自分の分担でない項目も全部できるようにし、状況に合わせて見直しを行うことが大切です。

家内の配置確認

危険なものは手の届かない位置に置くなど、徹底的な事故防止策を行いましょう！！

- 誤飲や火傷の危険があるものは手の届かない位置に置きましょう。
- 家具の角にはカバーやコーナークッションをつけましょう。
- コンセントにはコンセントキャップをつけましょう。
- ヒーターやベランダ、階段などには安全柵をつけましょう。
- 扇風機にはカバーをつけましょう。
- 洗濯機のふたは常に閉めましょう。
- 入浴時以外は浴槽の水を抜きましょう。
- 浴室の扉のカギをかけましょう。
- コード類は綺麗に整理しましょう。

行事の確認

赤ちゃんが生まれると様々なお祝い事があります♪

- お七夜 …… 生後7日目
- お宮参り …… 生後1か月頃
- お食い初め ……
生後100日～120日頃

赤ちゃんが生まれた時の手続きについてはP11～ご覧ください。

チェック ポイント

パパの家事・育児で得られるもの

パパにとって…

- 子どもは日々成長しているので、昨日出来なかったことが、今日出来るようになったりします。子供の成長を間近に感じることができるのは、育児の醍醐味です。
- 仕事の効率が向上します。「時間までに仕事を終わらせる」との意識を持ち、仕事の優先順位をつけて無駄を排除すると、効率的な仕事が身につきます。

家族にとって…

- 夫婦で話し合っ、家事・育児を行うことで、良い家庭生活や夫婦関係を維持できます。
- 夫婦で働くと経済的に安定します。就労を継続した場合と、一度退職してパート等で再就職した場合は、生涯所得に大きな差が出ます。

お悩み 解決

男性のみなさん、こんなお悩みありませんか？

- 長時間労働で休みがなく、家事や育児をする時間がない。
- 育児・家事のために早く帰りたいが、上司、同僚の手前帰りづらい。
- 育児・家事を妻に任せきりで、妻の職場復帰が難しい。
- 2人目が欲しいけど、妻の負担が重く難しいと感じる。



育児休業取得で一気に解決！！

※詳しくはP7



まずはこんな日から休暇を取ってはいかがでしょうか？

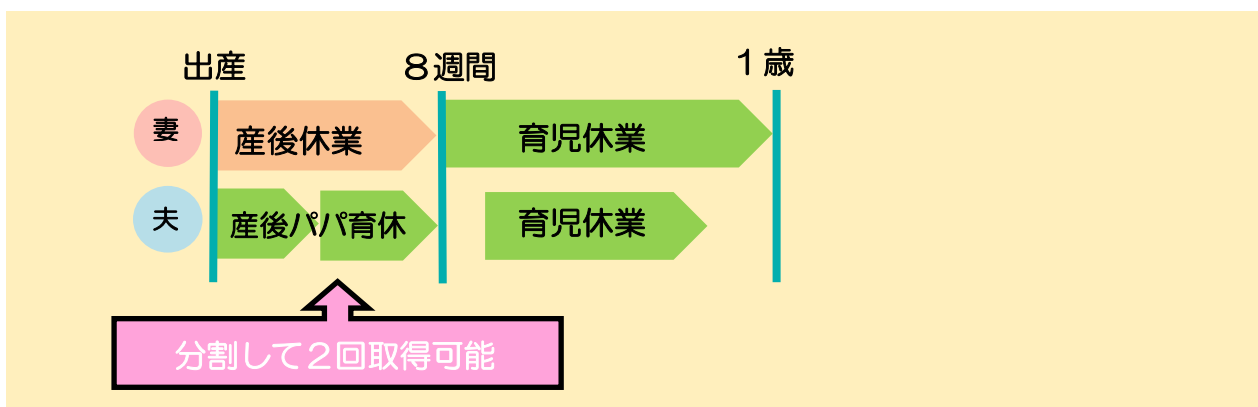
- ◎子供が生まれる日 ◎ママの退院日
- ◎出生届を提出する日 ◎赤ちゃんの健診日

(1) 仕事の引継ぎ

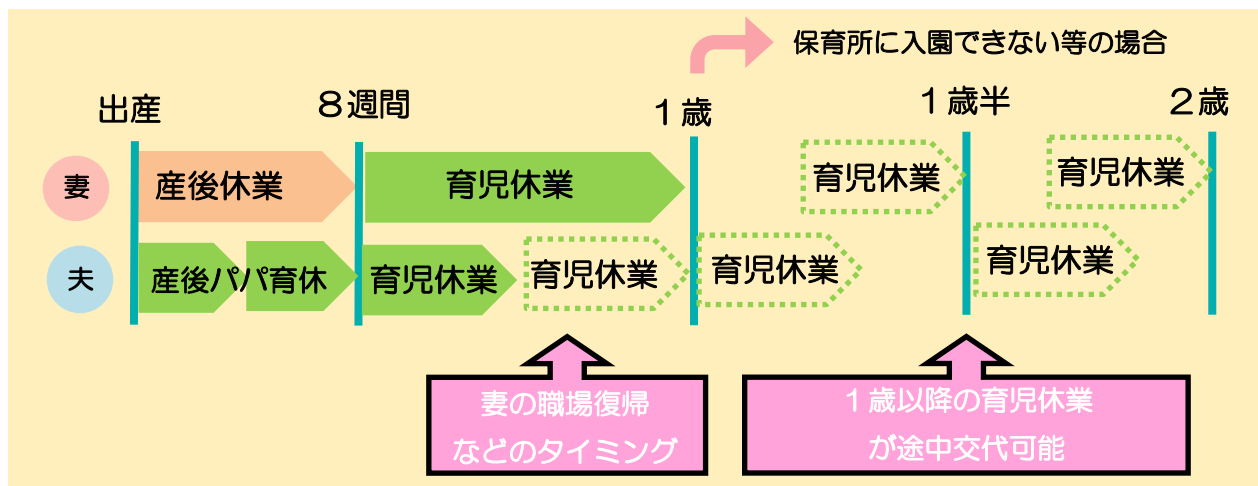
育児休業とは出産から原則1歳（保育所に入所できないなどの場合は最長で2歳）まで取得できる休業のことをいいます。なお、会社に制度がなくても法律で定められた制度のため、育児休業を取得できます。

(2) 産前産後休業の取得

- 父親も育児休業を取得することができます。妻が専業主婦でも取得できます。
- 産後パパ育休とは、育児休業とは別に2回に分割して4週間まで取得できます。労使協定を締結している場合は、休業中に就業することも可能です。



- 1歳までの育児休業は夫婦ともに分割して2回取得可能です。また、1歳以降の育児休業期間の途中でも夫婦で交代することが可能となります。



(3) 産前産後休業中の保険料免除

- 育児休業給付金が支給されます。（育児休業開始から6か月間は給付率67%、7か月目から職場復帰まで50%が支給）
- 育児休業中は社会保険料が免除されます。

3. 働くプレママの方へ

会社でお仕事をしている妊娠中のプレママの皆さんは、出産するために最大で14週間（約3か月半）程度、お休みを取得することができます。安心して出産を迎えるためにも、次のような手続きを忘れずに！！

（1）仕事の引き継ぎ

自分の担当する仕事の状況を、職場の上司や同僚に正確に伝え、休暇中に問題が発生しないようにします。引き継ぎをするときは、直属の上司にも同席してもらうようにすると、よりスムーズになります。

（2）産前産後休業の取得

出産のための休暇で、産前と産後の休業期間のことをいいます。妊娠がわかった時点で、職場の就業規則などを確認しておくことをオススメします。

① 産前休業

出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から、請求すれば取得することができます。出産予定日から計算し、実際の出産日と予定日がずれた場合でも、出産当日までが産前休業とみなされます。なお、本人の希望があれば、産前休業を取得せずに出産前日まで仕事をする事も可能です。

② 産後休業

出産日の翌日から8週間まで（双子以上の場合も同様）は就業できません。ただし、産後6週間を過ぎた後、本人が請求し医師が認めた場合は可能です。産後の6週間は、たとえ本人が希望しても就業できません。



(3) 産前産後休業中の保険料免除

働くママさん必見！

① 社会保険に加入している方の場合

産前産後休業中は、申出を提出することにより、健康保険料及び厚生年金保険料の納付が本人負担分、事業主負担分ともに免除されます。

【免除される保険料】 健康保険料及び厚生年金保険料

【免除期間】 産前産後休業を開始した月から、「終了する日の翌日が属する月の前月」までの期間です。例えば、産前産後休業の期間が4/26から8/1の場合、4月から7月までの4ヶ月間が免除期間となります。

【届出先】 事業主（会社の社会保険等の事務担当者）に届出

【届出時期】 産前産後休業中

※終了後の届出はできません。

※産前産後休業終了後に育児休業を取得する場合、育児・介護休業法の規定により育児休業中は、引き続き本人負担分及び事業主負担分の保険料が免除されます。

② 国民年金第1号被保険者の方の場合

自営業などの方必見！

【免除される保険料】 国民年金保険料

【対象者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降

【免除期間】 出産予定日（出産日）が属する月の前月から4か月間（双子以上の場合は、出産予定日（出産日）が属する月の3か月前から6か月間）

【届出先】 役場町民税務課（国民年金担当）

【届出時期】 出産予定日の6か月前から届出ができます。

※年金制度は20歳以上60歳未満のすべての方には加入が義務付けられており、3種類の被保険者に分かります。

第1号被保険者	自営業者、農業者、学生、無職の方
第2号被保険者	厚生年金・共済年金制度に加入している会社員や公務員等
第3号被保険者	第2号被保険者の扶養者となっている配偶者

産前産後期間について、年金保険料が免除された期間は、年金の受給額を計算する際、保険料を納付したものとして扱われます。

(4) 出産手当金

産前・産後休業の期間中、健康保険から1日につき原則として支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額が支給されます。ただし、休業している間も会社から給与が支払われ、出産手当金よりも多い額が支給されている場合には、出産手当金は支給されません。詳しくは、職場の健康保険担当者にお問い合わせください。

※国民健康保険加入者は支給されません。

お悩み
解決

出産予定日より遅れて出産した場合はどうなる？

予定日より遅れて出産した場合は、支給期間が、出産予定日以前42日（双子以上の妊娠の場合は98日）から出産日後56日の範囲内となっているので、実際に出産した日までの期間も支給されることになります。例えば、実際の出産が予定日より4日遅れた場合、その4日分についても出産手当金が支給されます。

子育て
コラム

働く保護者へ 企業も味方

山形県との連携により、町内企業の従業員が子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備します。また、仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進し、女性の活躍や男性の家事・育児への参画推進など、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる社会を目指します。

子育て
コラム

やまがた子育て応援サイト

山形で子育てに役立つ情報をより分かりやすくお伝えするサイトです。子育てに関する情報を確認できるほか、メールでのお悩み相談や「やまがた子育て応援パスポート」の申請も可能です。「やまがた子育て応援サイト」には右のQRコードからアクセス可能です。



サイトQRコード

4. 赤ちゃんが生まれたら

(1) 出生届

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に届け出をしてください。

- 【持ち物】** ①出生届（出産した医療機関等から受け取ります） ②母子健康手帳 ③認印
※赤ちゃんの名前は、正確に記入しましょう。考えていたものと違う字で提出してしまうと、訂正するために戸籍訂正などの手続きが必要となります。また、名前に使えない文字がありますのでご注意願います。
- 【お問合せ】** 町民税務課 住民係 ☎29-56-11

(2) 児童手当の手続き

生まれてから中学校卒業までのお子さんを養育している方に「児童手当」が支給されます。赤ちゃんが生まれた日から15日以内に申請をしてください。

- 【持ち物】** ①父母の健康保険証 ②①の保護者名義の通帳 ③父母のマイナンバー
- 【支給額】** (児童1人当たり月額) 3歳未満 一律 15,000円、3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円)、中学生 一律 10,000円
※所得制限があります。令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額(新設)以上の場合は、手当は支給されません。なお、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)の支給となります。
- 【お問合せ】** 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

(3) 出生連絡票の提出

妊婦健診受診票に付属しているハガキです。必要事項を記入のうえ、提出して下さい。

- 【持ち物】** ①出生連絡票 ②母子健康手帳
- 【お問合せ】** 健康福祉課 健康係 ☎29-5624

小さく生まれた赤ちゃんの養育医療について

出生体重が2,000g以下などの理由で、医療が必要な赤ちゃん(未熟児など)の養育に係る医療費を公費負担する制度があります。詳しい内容は、医療機関または健康福祉課医療介護係 ☎29-5625 までご相談ください。

(4) 健康保険への加入手続き

保護者の方が加入している医療保険への加入手続きをお願いします。

【対象者】

- 保護者の方が国民健康保険加入の場合…役場健康福祉課医療介護係へ
 - 保護者の方が職場などの健康保険加入の場合…職場の健康保険担当者へ
- ※手続きを行わないと保険証が交付されませんのでご注意ください。

【お問合せ】 健康福祉課 医療介護係 ☎29-5625



(5) 子育て支援医療証の手続き

生まれてから18歳に到達した日以降の最初の3月31日(※1)までの医療費(※2)について、窓口負担分を助成します。薬の容器代など、保険適用外の経費は自己負担となります。小学4年生から中学生の入院に係る医療証は、所得審査後に子育て支援医療証を交付します。

【持ち物】 お子さんの健康保険証

※1 中学卒業後に就労し、ご自身で社会保険等に加入している方は対象外です。

※2 出生から高校生年齢相当までのお子さんが医療機関などを受診した場合は、医療費(保険適用分)窓口負担分が無償となります。詳細はP18~20をご覧ください。

【お問合せ】 健康福祉課 医療介護係 ☎29-5625

(6) 新生児聴覚検査費用助成

赤ちゃんが生まれたら医療機関にて任意で「新生児聴覚検査」という耳の聞こえの検査を行っています。町では、検査にかかる費用の全額(約7千円~1万円)を補助します。任意ではありますが、赤ちゃんがしっかりと音を聞くことができるかを調べる大切な検査ですので受けることをおすすめします。

【助成方法】 県立新庄病院で出産した方…病院に受検票を提出いただくと無料で受けられます。
新庄病院以外で出産した方…病院に一度全額お支払いいただき、後で償還払いにて助成いたします。

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624

(7) 出産祝金贈呈

【対象者】 出生時、金山町に引き続き5年以上住所を有しようとしている親権者へ交付。

【祝金額】 第1子…10万円 第2子…20万円 第3子以降…30万円

※現金および美杉ちゃん商品券での交付になります。

【交付時期】 出生から1か月後以降にご自宅へ訪問し贈呈

【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

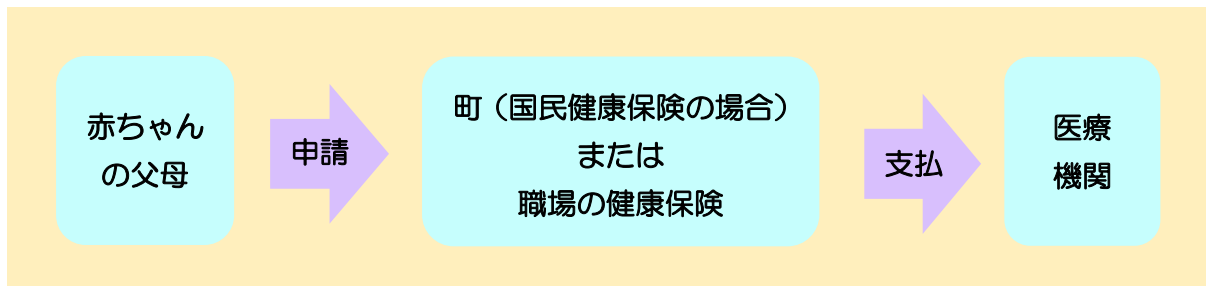
(8) 出産育児一時金

- 【国民健康保険に加入している場合】申請する事で赤ちゃん1人あたり50万円が支給されます。
【国民健康保険以外の場合】職場の健康保険に加入されている方は、勤務先の健康保険担当者に確認してください。

お悩み
解決

出産育児一時金の直接支払制度とは？

出産育児一時金の支給額を限度として、加入している医療保険から医療機関等に対して直接支払う制度のことです。



この制度は、医療機関等へまとめて支払う出産費用の負担軽減を図ることを目的としています。なお、この制度を利用する場合は、出産を予定している医療機関等へ被保険者証を提示し、退院するまでの間に「直接支払制度の利用に合意する文書」の内容に同意して頂く必要があります。詳しくは出産を予定されている医療機関等へお尋ねください。

※社会保険の被保険者だった方が退職後6か月以内に出産したときは、元の社会保険より一時金がもらえます。

子育て
コラム

ようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト事業

赤ちゃん訪問の際に、メッセージカード、パンフレット、ギフトをプレゼントしています。金山町で生まれた赤ちゃんが、「すくすくと育つ大きな杉の木のように、健やかに成長しますように」と願いを込め、金山杉のフォトフレームをプレゼントしています。※山形県と金山町による事業。

- 【日 程】 赤ちゃん訪問に合わせて実施します。
【内 容】 メッセージカード、パンフレット、ギフトをプレゼント
【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622



産前産後休業が終わると、「職場へ復帰する」「育児休業を取得する」のいずれかを選択することになります。

【職場へ復職する場合】

子どもの急な病気などで、休業前のように働くことが難しいときがあります。上司や同僚の協力とあたたかい心遣いがあることを忘れないように、今の自分にできる精一杯の仕事を心掛けましょう。なお、子どもの満1歳の誕生日の前日まで申請し、認められた場合、「育児時間」を取得することができます。※詳細は会社の担当者へ確認してください。

(例) 1日あたり30分×2回(8時間勤務の場合)

【育児休業を取得する場合】

最長で、子どもが1歳6か月の誕生日の前日まで取得することができます。育児休業を取得する場合は、賃金や健康保険の手続きが必要になり、申請期限が短いものも多くありますので、産後休業が終了する数週間前までには、会社の上司と担当者へ連絡のうえ、休業期間中の仕事のことも含めてよく話し合うようにしましょう。※詳細は職場の担当者へ確認してください。

就園前の子どもと子育てを行う保護者を対象として、子どもも親も充実感と自己肯定感を持つことを目的とした学びの場、仲間づくりの場である「子育てがっこう」を開講しております。開催日時など、詳しくはP24~25をご覧ください!

「子育てがっこう」のおもな内容	
愛着形成	ベビーマッサージ、読み聞かせ ※男性の育児参加の促進
遊び	木育(おもちゃ)、外遊び、工作、季節遊び、運動
衣・環境	自然(山・川・田・畑)、祖父母の力・知恵の伝授
食・健康	食育(離乳食・おやつなど) 救急講習、Dr 講話(心と身体、歯の健康)
大人の教室	先輩パパ・ママ講座、サークル活動
特別講座	イベント(絵本作家講演会など)、モノづくり講座

5. すこやかな成長のお手伝い

(1) 町の保健師による「赤ちゃん訪問」

退院後の生活が少し落ち着いた頃、町の保健師が赤ちゃん訪問に伺います。保健師は、赤ちゃんが健やかに成長していくための大きな支えとなる存在です。

【日 程】 おおむね生後3週間～2か月頃

※里帰り出産の場合、居住地での訪問が遅くなる場合があります。

※里帰り中で金山町での訪問を希望される場合はご相談ください。

【内 容】 問診、体重測定、子育てや出産後の悩みの相談、町の健診や子育て支援サービス紹介、母子手帳への記入など。子育て応援給付金（P2）、産婦健診費用助成（P15）の申請書もお渡しいたします。

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624



(2) 産婦健診費用助成事業

産婦さんの産後の2週間健診、1か月健診にかかる費用を町が全額助成します。

【対象者】 産後2週間健診、1か月健診を受診した産婦

【助成額】 産後2週間健診、1か月健診にかかった費用の全額

ただし、産婦に個別に必要な検査や赤ちゃんにかかる費用は対象外

【回数】 2回まで（産後2週間健診、1か月健診）

【流れ】 町に償還払いの申請をすることで、産婦健診費用の助成が受けられます。

【持ち物】 ①母子健康手帳、②産婦健診にかかった額のわかる領収書（明細書）

③振込先の通帳 ※半年以内に役場健康福祉課まで申請してください。

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624



(3) すこやか相談

お子さんの成長・発達やご自身の健康など、さまざまな相談を保健師が受付けています。

【開催日時】 毎月第1・3水曜日（5・1・3月は第2・4水曜日、8月は第1・4水曜日）
午前9:00～11:00 ※詳細な日にちはP3に掲載しています。

【内 容】 各種相談や計測など

※各月の最初は、助産師の高橋優先生がいらっしゃいます。

【場 所】 金山町農村環境改善センター 保健相談室

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624

※予約は母子モアプリ「すくすくかねやま」からできます！



(4) 乳幼児健診

乳幼児の心身ともに健やかな成長を見守り続けるために、乳児健診(3・4か月、9・10か月)、1歳児歯科健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、年中児健診を行います。

※詳しくは、母子保健事業日程や広報お知らせ版などをご確認ください。

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624

(5) 産後ケア事業

産婦さんの産後の心身の不調、母乳育児に対する不安や困難感など、お困りの方は開業助産師による乳房ケアやアドバイスが受けられます。

【対象者】 出産後1年以内の産婦

【内容】 産婦さんや赤ちゃんに関する相談やケア、乳房マッサージなどのケアや授乳に関するアドバイスなどの産後ケアが受けられます。(1人2回まで)

【自己負担】 以下の自己負担額で、産後ケア事業が利用できます。

●通所型(利用者が授乳相談室に向きます)

1回目 2,000円 2回目 1,500円

●訪問型(ご自宅に助産師が伺います)

1回目 2,500円 2回目 2,000円

※生活保護世帯の方は無料

最大5,500円を町で補助しているのでこの料金で利用できます。ぜひご利用ください!

【流れ】 ①産後、役場での手続き、または赤ちゃん訪問の際に申請書をお渡しします。

②利用希望の方は、申請書をお手元に準備の上、役場保健師に電話します。

③電話口にて一緒に申請書に記入し、後日役場保健師に提出します。

④決定通知書と助成券がお手元に届きます。

⑤助産師に予約の電話を入れ、日程調整します。

⑥当日、助成券を助産師に渡し産後ケアを受け、自己負担分の料金を支払います。

※お急ぎの方は③~⑤をなるべく短縮して利用可能です。保健師にご相談ください。

※場合によっては、医療機関の早急な受診をお勧めする場合があります。

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624



(6) 予防接種事業

感染症重症化予防のため、予防接種を無料で受けられる体制を整えています。

【定期接種】 BCG、四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）、日本脳炎、麻しん（はしか）・風しん混合、水痘（みずぼうそう）、ヒブ（インフルエンザb菌）、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、HPV（ヒトパピローマウイルス）

【任意予防接種の料金助成】

おたふくかぜ予防接種、インフルエンザ予防接種の料金を下記の金額分助成します。赤ちゃん訪問、健診、案内文書、広報等でお知らせいたします。希望される方はお問い合わせください。

【助成額】 おたふくかぜ予防接種

・1回あたり3,000円 2回まで

【対象者】 今年度に1歳～小学校就学前のお子さん

【助成額】 インフルエンザ予防接種

・生後6か月～13歳未満…2回接種 1回目2,000円 2回目1,500円
・13歳～中学3年生まで…1回接種2,000円

【対象者】 生後6か月～中学3年生まで

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624 町立金山診療所 ☎52-2915
県立新庄病院（新庄市）☎22-5525 須藤医院（新庄市）☎22-2059
三條医院 （新庄市）☎22-4053

(7) むし歯予防事業

子どもの歯は「むし歯」になりやすく進行が早いのが特徴です。歯科健診を定期的に行うことで、家庭では見つけにくい初期のむし歯や“かみ合わせ”の問題などを早期発見するとともに、むし歯・歯周疾患を予防し8020運動を推進するために、乳幼児健診等での保健指導とフッ素塗布を実施します。

フッ素塗布事業

【対象者】 1歳から小学6年生までの方

【内容】 年に3回無料でフッ素塗布が受けられるカードをお渡しいたします。

塗布を希望する場合は、集団方式か個別方式で受診をお願いします。

集団方式…お子さんが該当する健診の際にフッ素塗布を受けます。

個別方式…町内の「しばた歯科医院」か「まき歯科クリニック」に自分で予約をし、フッ素塗布を受けます。

【持ち物】 ピカピカ^{けんこう}健口カード

【お問合せ】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624

6. 子育て支援医療制度

子育て支援医療等の医療給付事業は、最上地区広域連合が実施しています。金山町は構成町村として事業にかかる費用を負担し、高校生年齢相当までのお子さんの医療費(調剤費含む保険適用分)窓口負担分を無償としています。

次のものは「子育て支援医療給付事業」の支給対象外です

- ・高額療養費
- ・医療保険適用外の費用(入院時食事療養費、差額ベッド代、薬などの容器代、健康診断費用、予防接種、交通事故などによる第三者の賠償対象となるもの)など

(1) 出生～小学校3年生までのお子さんの場合

出生や転入時に申請が必要となります。それ以降は1年毎に最上地区広域連合が交付し、誕生日の属する月の前月に送付されます。

【申請先】 健康福祉課 医療介護係

【持ち物】 ①お子さんの健康保険証 ②申請書 ③転入の場合、前年の所得がわかる書類

【お問合せ】 健康福祉課 医療介護係 ☎29-5625

(2) 小学4年生～中学生までのお子さんの場合

外来用の医療証を、3年毎に最上地区広域連合が交付します。

●外来用の「子育て支援医療証」が、小学校4年生、中学校1年生に進級前に最上地区広域連合より送付されますので、お手続きは不要です。

●有効期限は小学生が小学6年生の3月末、中学生は中学3年生の3月末です。

【お問合せ】 健康福祉課 医療介護係 ☎29-5625

(3) 高校生年齢相当のお子さんの場合

18歳になる年の3月末まで使える医療証を交付します。16歳になる年度前に申請が必要です。

【申請先】 健康福祉課 医療介護係

【持ち物】 ①お子さんの健康保険証 ②申請書

※中学卒業後に就労の為、ご自身で社会保険に加入している場合は対象外です。

【お問合せ】 健康福祉課 医療介護係 ☎29-5625

※お子さんが加入している健康保険に変更があった場合には、届出が必要となりますので新しい保険証を持参のうえ手続きをお願いします。

(4) 小学4年生～中学生が入院する場合

入院用の「子育て支援医療証」の申請手続きが必要となります。外来用の「子育て支援医療証」では医療費の助成を受けることができませんので、入院のご予定がある場合には、忘れずに交付申請手続きを行ってください。

- 【申請先】 健康福祉課 医療介護係
- 【持ち物】 お子さんの健康保険証
- 【お問合せ】 健康福祉課 医療介護係 ☎29-5625

(5) 県外の医療機関等で受診した場合

「医療給付申請（償還払い申請）」を行ってください。申請により、窓口で支払った医療費（保険適用分）が返還されます。

※窓口負担が無償となるのは、山形県内の医療機関等を受診した場合で、山形県外の医療機関等では適用されません。

- 【申請先】 健康福祉課 医療介護係
- 【持ち物】 ①お子さんの健康保険証と医療証 ②通帳（受給者名義）
③医療機関等の領収証（コピーではなく原本）
- 【その他】 山形県内の医療機関等で、医療証を未掲示で窓口負担を支払った場合と※一部負担金有の「重度心身障がい者（児）医療証」の交付を受けているお子さまで、窓口負担を支払った場合も同様の手続きとなります。
※小学4年生からは、「重度心身障がい者（児）医療証」と「子育て支援医療証」の両方の交付資格がある場合、「重度心身障がい者（児）医療証」が優先されます。
- 【お問合せ】 健康福祉課 医療介護係 ☎29-5625

子育て
コラム

ご注意ください!! 「医療費請求の時効」

医療給付申請（償還払い申請）を行う場合の申請期限は、療養に要した費用（医療費）を支払った日の翌日から2年間です。期限を過ぎてしまうと、請求の権利が消滅してしまい申請することができなくなりますので、お早目の手続きをおすすめします。



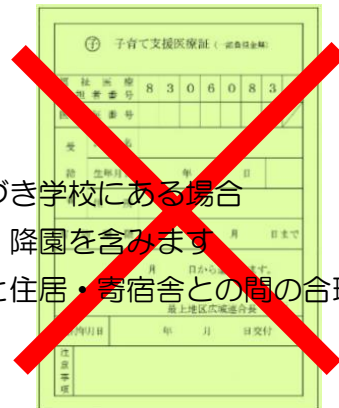
(6) 学校の管理下でケガ等をして医療機関を受診する場合

学校の管理下でのケガ等は、*医療給付事業には該当せず、日本スポーツ振興センターから支給される「災害共済給付金」の対象となるものです。

授業中や部活中などにケガなどをして、医療機関を受診し、初診から治癒までの保険診療による総医療費（保険適用分）の窓口負担金が1,500円以上の場合は、医療証を使用せず、医療費自己負担分を医療機関等の窓口で支払いのうえ、お子様が通学しているこども園や小・中学校、高等学校等に「災害共済給付金」の申請を行ってください。*重度心身障がい者（児）医療証、子育て支援医療証、ひとり親家庭等医療証の交付を受けているお子さま。

【学校の管理下とは？】

1. 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
2. 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
3. 休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づき学校にある場合
4. 通常の経路及び方法により通学する場合 ※保育所への登園・降園を含みます
5. 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
6. 学校の寄宿舎にあるとき



詳しくは、通園されている幼稚園・保育園・こども園、または通学されている小学校・中学校・高校にお問い合わせください。

【日本スポーツ振興センターHP】 <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

チェック ポイント

入院するときは…

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請も忘れずに！

外来と違い、入院時は何かとお金がかかります。「限度額適用認定証」を提示すると、同一医療機関ごとの医療費（保険適用分）を自己負担限度額までに抑えることができ、高額な医療費を窓口で支払う必要がなくなります。なお、住民税非課税世帯には「標準負担額減額認定証」もあわせて交付され、入院時食事療養費の減額が受けられます。

【申請先】

- 国民健康保険加入の方…健康福祉課医療介護係へ ☎29-5625

※保険料の滞納があると交付されない場合があります。

※自己負担限度額は所得によって異なります。所得の申告がされていない場合正しい所得区分の認定証が発行できませんので、速やかに所得の申告を行ってください。

- 社会保険加入の方…職場の健康保険担当者へ

7. 子育て支援関連事業

(1) 家庭育児支援金

町独自の支援策として、保育施設を利用せずに、家庭において子育てを行っているすべての家庭に対し家庭育児支援金の支給を行います。

【対象者】 金山町に住所を有し、かつ現に居住している方で、認定こども園などを利用しないで家庭にて子育てを行っているすべての家庭。※「認定こども園など」とは、認定こども園・幼稚園・保育園・認可外保育施設などを指します。

【支援額】 ひと月あたり 10,000 円/人

※申請手続きが必要です。

※対象となる家庭へは通知いたします。

※子育てに関する疑問や悩みは保育士にお気軽にご相談ください。

【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

(2) 入学等祝い金

お子様のお健やかな成長を願うとともに明るくあたたかい家庭環境のもとに育まれることを願い、お子様が小学校及び中学校入学並びに中学校を卒業する際に入学等祝金を贈呈しております。

【対象者】 小学校及び中学校に入学する子ども及び中学校を卒業する子どもの親権者で、金山町に引き続き5年以上住所を有しようとしている方

【祝金額】 小学校入学 30,000 円（現金 15,000 円 美杉ちゃん商品券 15,000 円）

中学校入学 50,000 円（現金 25,000 円 美杉ちゃん商品券 25,000 円）

中学校卒業 30,000 円（現金 15,000 円 美杉ちゃん商品券 15,000 円）

【交付時期】 入学・卒業する前年度の2月に贈呈します。

【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

(3) 病児預かり保育施設利用料助成金

新庄市の「オープンハウスこんぺいとう」で実施している病児対応型の保育施設を利用した際に、利用料の一部を助成します。※こんぺいとうの1日利用料 3,300 円のうち半額を助成します。

（ただし、登録料 1,500 円、昼食代 400 円等は各自負担となります）

【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

(4) 児童扶養手当

児童扶養手当とは、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【対象者】 次のいずれかに該当する児童を養育している保護者

- ・保護者が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ・母が婚姻に寄らないで出産した児童

※要件は他にもあります

【手当額】 児童1人の場合 最大44,140円

児童2人の場合 最大10,420円加算

児童3人目以降 1人あたり最大6,250円加算

※所得制限があります。 ※申請手続きが必要です。

※子育て支援室窓口にて申請を行った後、県知事から受給資格の認定を受ける必要があります。

【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622



(5) 特別児童扶養手当

障がいのある児童が健やかに育成されるように、児童を在宅で養育している両親等に支給されます。障害の程度により、1級（重度）と2級（中度）に分けられます。

【対象者】 精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者

【手当額】 1級：53,700円 2級：35,760円

※所得制限があります。 ※申請手続きが必要です。

※子育て支援室窓口にて申請を行った後、県知事から受給資格の認定を受ける必要があります。

【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

(6) 放課後児童クラブ利用料助成事業

放課後児童クラブに通う要保護、準要保護世帯、町民税非課税世帯の利用児童について、利用料の2分の1を助成します。

【その他】 ※申請手続きが必要です。

※当該年度の3月に申請手続きを行い、決定後指定口座に振り込みます。

【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

(7) 金山町地域子育て支援センターおひさま

入園前のお子さんとお母さん・おばあちゃんが集まり、いろいろな遊びや、保護者の交流の場を提供しています。子育てに関する相談もお気軽にお寄せください。

【対象者】 就園前の子どもとその保護者（父母・祖父母など）

【場所】 金山町地域子育て支援センターおひさま

【日時】 毎週月曜日～金曜日

午前 9：00～11：45

午後 13：30～15：45

【利用料】 無料

【申込】 事前の申し込みは不要です

【事業内容】 ◎子育て相談…電話相談、離乳食指導、子育て相談、講座、講演

◎子育てサークルの育成支援…居場所づくり、自主サークル育成支援

◎情報提供…健診事業での支援、きつねのボタンとの連携、健康福祉課との連携

【お問合せ】 子育て支援センター ☎52-2272



(8) MaMa's サークルおひさま

金山町地域子育て支援センターおひさまでは、保護者の皆さんの仲間づくりの場を提供するため子育てサークルの育成支援を行っております。「MaMa's サークルおひさま」では子ども達と一緒に活動を楽しむだけではなく、保護者が主体となって活動しています。MaMa's サークルおひさまに参加して一緒に楽しい時間を過ごしませんか？

【お問合せ】 子育て支援センター ☎52-2272

子育て

コラム

ブックスタート事業

絵本を通じた親子のふれあいと、子どもたちの言葉と心の育成のため3・4か月健診時に「きつねのボタン」による読み聞かせを行っています。ご家庭でも読み聞かせを続けてもらえるよう、赤ちゃん用の絵本を2冊、お母さん・お父さん用に1冊プレゼントしております。交流サロンポストではおすすめ絵本の紹介や、絵本の貸し出しを行っているのでぜひご利用ください。

【日程】 4/4 6/6 8/1 10/3 12/5 2/6 ※3・4か月健診時

【時間】 午後 2：00～

【場所】 農村環境改善センター

【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622



8. 子育てがっこう

適時適育について

金山町では「適時適育」を教育の基本理念とし、「親子の愛着形成」「子育てを通じた親育ち」「地域の家庭教育力の向上」等を目的とし、様々な事業を実施しております。中でも「子育てがっこう」では、就園前のお子さんを対象にベビーマッサージ教室や読み聞かせ・お話し会などを実施しています。

(1) 離乳食講座

離乳食の始め方や進め方について栄養士がお話しします。個別相談もあります。

- 【対象】 6か月頃からの赤ちゃん
- 【日程】 5/19 6/9 8/4 10/6 12/8 2/9
- 【時間】 午前 10:00~11:00
- 【講師】 柿崎 真貴 管理栄養士
- 【場所】 子育て支援センターおひさま
- 【持ち物】 筆記用具
- 【申込】 健康福祉課 健康係 ☎29-5624



※母子モアプリ「すくすくかねやま」から予約できます！

(2) プレベビーマッサージ教室

子育ては不安なことや、分からないことがいっぱい…この講座では赤ちゃんとのふれあい方や赤ちゃんの成長にあった体操などを助産師より学ぶことができます。ぜひご夫婦で参加してみませんか？

- 【対象】 4か月頃までの赤ちゃん※おじいちゃん、おばあちゃんの参加もOKです。
- 【日程】 5/13 8/19 11/11 2/17
- 【時間】 午前 10:00~11:30
- 【講師】 高橋 優 助産師
- 【場所】 子育て支援センター
- 【持ち物】 バスタオル2枚、その他お出かけ用品
- 【申込】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622



※母子モアプリ「すくすくかねやま」から予約できます！

(3) ベビーマッサージ教室

新生児期・乳児期のスキンシップはとても大切です。この講座ではオイルを使ったベビーマッサージを行います。赤ちゃんとのふれあいの時間をゆったりと過ごしてみませんか？

- 【対象】 3・4か月～ハイハイまで ※早く始めると赤ちゃんの身体により効果的です。
- 【日程】 4/20 5/18 6/15 7/13 8/17 9/7 10/12
11/16 12/14 1/18 2/8 3/14
- 【時間】 午後2:00～3:30
- 【講師】 高橋 優 助産師
- 【場所】 農村環境改善センター（和室）
- 【持ち物】 バスタオル2枚、防水シート、お出かけ用品
- 【申込】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622
※母子モアプリ「すくすくかねやま」から予約できます！



(4) ママと赤ちゃんのケア教室

産後は身体や心の変化など悩みが沢山…この講座では身体のケアとリフレッシュを目的に体操教室を行います。赤ちゃんとママのために心も身体も温まる時間を過ごしてみませんか？

- 【対象】 1歳頃までの赤ちゃんとお母さん
- 【日程】 6/8 9/28 12/28 3/7
- 【時間】 午前10:30～11:30
- 【講師】 高橋 優 助産師
- 【場所】 金山町農村環境改善センター（和室）
- 【持ち物】 バスタオル2枚、その他お出かけ用品
- 【申込】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622
※母子モアプリ「すくすくかねやま」から予約できます！



(5) 読み聞かせ・お話し会

読み聞かせは情緒の安定や親子の愛着形成につながると言われています。読み聞かせお話し会に参加してお子さんと楽しい時間を過ごしてみませんか？

- 【対象】 0歳～概ね3歳まで
- 【日程】 4/26 5/24 6/21 7/26 8/23 9/27
10/18 11/15 12/20 1/24 2/21 3/13
- 【時間】 午前10:30～11:00
- 【講師】 きつねのボタン
- 【場所】 子育て支援センターおひさま
- 【申込】 事前申し込みは不要です。



9. 入園・入所について

(1) 認定こども園等への入園

3歳以上のお子さんについては、保育が必要か必要でないかに関わらず入園が可能です。満8か月以上、3歳未満のお子さんについては、保護者が仕事や病気などのため家庭で保育ができない状況と認められた場合（保育を必要とする場合）のお子さんが対象となります。家庭の事情で入園をお考えの方は下記までお問い合わせください。

【お問合せ】

◎保育料の算定方法、3歳未満児の入園の基準・判定（保育の必要性）に関する事、町外の保育施設入所に関する事…健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

◎認定こども園での生活・保育内容に関する事…認定こども園めぐたま ☎52-2355

(2) 通園バス利用料助成事業

認定こども園めぐたまの通園バスを利用している保護者の方へ利用料の2分の1を助成し、子育て世代における経済的負担の軽減を図ります。

【申請方法】 対象者は申請用紙を町へ提出。バス利用料の半額を差し引いた額を園へ支払います。

【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

(3) 保育料にかかる助成事業

金山町独自の取り組みである「多子通園費助成事業」は、認定こども園・幼稚園・保育所に通園している2人目以降の子を養育している保護者の方へ保育料（給食費）を助成し、少子化の抑制と多子家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの養育安定に寄与することを目的としています。

【対象者】 金山町に住所を有する方で、第2子以降（同一世帯において18歳に達する日以後の最初の3月31日までで最も年齢の高い者から数えた場合）に該当する子が認定子ども園、幼稚園、または保育所等に通園している乳幼児を持つ保護者。

※認可外保育施設は助成の対象となりません。

【助成額】 第2子…保育料（給食費）の2分の1を助成 ※毎月の保育料（給食費）が半額

第3子以降…保育料（給食費）の全額を助成 ※毎月の保育料（給食費）が無料

※同時に入園する場合の第2子及び第3子は自動的に半額、または無料となるため申請は不要です。

※対象となる保育料（給食費）は、今年度分（4月～3月）です。（毎年度の申請が必要です）

【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

(4) 認可外保育施設入所者多子負担軽減補助金交付事業

- 【対象者】 上の子が認定こども園・幼稚園・保育所、下の子が認可外保育施設や企業主導型保育施設に入所している、または認可外保育施設や企業主導型保育施設に2人以上同時に入所している保護者へ認可外保育施設保育料を補助します。
- 【助成額】 入所している子が2人目の場合・・・ひと月あたり12,000円(上限)
入所している子が3人目以降の場合・・・ひと月あたり24,000円(上限)
- 【申請方法】 当該年度の3月31日までに①申請書、②必要な書類を添えて役場健康福祉課へ申請してください。※決定後に指定口座へ入金します。
- 【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622

(5) 保育料負担軽減給付金支給事業

- 【対象者】 金山町に住所があり、認定こども園や認可外保育施設等を利用している0～2歳児クラスのお子さんで、かつ市町村所得割課税額が97,000円未満世帯のお子さん。
- 【支給内容】 保育料について、他から受ける各補助金等の額を差し引いた後の額が支給され、保育料は実質無料となります。
- 【流れ】 保護者の方は、これまでどおり保育施設に保育料をお支払いいただき、後日、町から償還払いで支給されます。
- 【持ち物】 ①金山町保育料負担軽減給付金支給申請書
②保育料納入証明書等ほか書類(届出保育施設等利用の場合)
- 【お問合せ】 健康福祉課 子育て支援室 ☎29-5622



10. 新かねやま子育て応援プラン

(1) 計画の概要

① 計画策定の背景と趣旨

金山町では、第1期計画で取り組んできた次世代育成支援推進法による関連する諸制度の施策と、町の教育理念である「適時適育」を継承し、すべての子どもに対し「子どもの最善の利益」が実現できるよう、子ども・子育て支援施策を計画的に推進・実施することを目的として、平成31（2019）年2月に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直し、「第2期金山町子ども・子育て支援事業計画」となる「かねやま子育て応援プラン」を策定しました。

② 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。また、市町村の任意の策定となった次世代育成支援対策推進法8条に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容も含めた計画として位置付けます。

また、本町のまちづくりの最上位計画である「第5次金山町新総合発展計画」をはじめ、関連する他計画との整合を図り、個々の施策を推進します。

③ 計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間

④ 計画の基本理念

これまでの基本理念を「子ども一人ひとりを尊重し、豊かな心と生きる力にあふれる金山っ子（金山人）を育む 子育て・子育て・親育ちのまち かねやま」とし、平成29年度において、『かねやま子育て応援宣言』を掲げ、各種子育て支援策に取り組んできました。本計画においても、この基本理念を継承し、今後も子ども・子育てに関する切れ目のない支援の推進に取り組めます。

子ども一人ひとりを尊重し、豊かな心と生きる力にあふれる金山っ子（金山人）
を育む子育て・子育て・親育ちのまち かねやま

⑤ 基本方針

子ども・子育て支援の人づくり・場づくり・仕組みづくり

(2) 施策の体系及び事業展開

子ども一人ひとりを尊重し、豊かな心と生きる力にあふれる金山っ子（金山人）を育て
「子育て・子育て・親育ちのまち かねやま」

子ども・子育て支援の「人づくり」

町の教育理念である「適時適育を推進し、乳幼児期から児童期までの教育の充実を図るとともに、家庭の教育力向上のための親育ちの支援と、子供と親の育ちを支えてもらうための地域住民への啓発や協力推進を図ります。

- (1) 「子どもの育ち」のための教育等の充実
- (2) 「親育ち」のための支援
- (3) 子どもを健やかに産み育てるための健康づくりの支援
- (4) 子育てを支える地域の人づくり

子ども・子育て支援の「場づくり」

地域特性を活かし、子どもの学びや遊び、保護者の交流や相談が促されるような安全・安心な居場所・活動拠点等の充実と、学習活動や子育て支援の機会提供の場を推進します。

- (1) 親子の育ちと保護者の子育てを支援する拠点の整備
- (2) 地域特性を活かした体験活動の場づくり
- (3) 子どもを守る安全な地域社会づくり

子ども・子育て支援の「仕組みづくり」

子ども一人ひとりの育ちが守られ、子育てしやすい地域社会の実現に向け、乳幼児期の教育・保育、地域における子ども・子育て支援の充実と、子育てにやさしい社会づくりに向けて、町の子育ち・子育て・親育ちの環境整備をより一層進めます。

- (1) 教育・保育や子育て支援事業等の推進
(子ども・子育て支援事業計画)
- (2) 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しの推進
- (3) 要保護児童へきめ細かくに対応する体制づくり

「子どもの育ち」のための教育等の充実	○「適時適育」の推進○学校教育の充実○スポーツ環境の充実○世代間交流の推進○木育の推進
「親育ち」のための支援	○適時適育推進事業○家庭教育推進事業○ブックスタート事業○「子育てがっこう」の実施○子育て世代支援のための生涯学習の推進○児童手当の支給○親世代の定住支援
子どもを健やかに産み育てるための健康づくりの支援	○子育て世代包括支援センターの設置○母子保健事業の充実○不妊治療の支援○妊婦に対する健康知識の普及○子供が元気に育つための保健・医療体制の充実○歯の健康づくり事業の充実○食育の推進
子育てを支える地域の人づくり	○学校等・家庭・地域の連携による子どもを育む体制づくり○子ども会活動や地区行事の活性化○輪を広げる子育てボランティアの推進

親子の育ちと保護者の子育てを支援する拠点の整備	○放課後子ども総合プラン推進事業○地域子育て支援センター事業の充実○子育て支援の窓口機能の充実○全町公園化構想の推進
地域特性を活かした体験活動の場づくり	○森林資源を活かした体験学習の推進○雪に親しむ文化の伝承○乳幼児ふれあい体験○地域の文化活動を通じた豊かな心の育成○他地域の児童等との交流の推進○中高生を対象としたインターンシップ活動事業
子どもを守る安全な地域者社会づくり	○健全な地域社会の形成○地域ぐるみの防犯活動の推進○学校施設の防犯対策○交通安全対策の推進○安全で安心な通学環境の整備○子どもを取り巻く情報環境対策

教育・保育や子育て支援事業等の推進～第2期金山町子ども・子育て支援事業計画～	【教育・保育事業】○教育・保育事業（1号認定・2号認定・3号認定） 【地域子育て支援事業】○利用者支援事業○地域子育て拠点事業○妊婦健康診査○乳児家庭全戸訪問事業○養育支援訪問事業○延長保育事業（時間外保育事業）○放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）○子育て支援の窓口機能の充実○教育・保育の一体的な提供の推進・・・等
仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しの推進	○家庭内での男女共同参画意識の啓発○育児休業制度の普及啓発○企業への啓発
配慮を必要とする児童や家庭への支援体制づくり	○障害のある児童と保護者に対する支援の充実○特別な支援が必要な子どもへの配慮○ひとり親家庭等の支援の充実○児童虐待防止の推進○子ども家庭総合支援拠点の設置
金山町独自の子育て支援	○「子育てがっこう」の実施○家庭育児支援金支給事業○出産・入学等祝金の支給○通園費助成事業○各種予防接種・新生児聴覚検査費の助成○子育て支援医療費支給事業○学力向上対策事業○病児預かり保育施設利用料助成事業

(3) 計画の推進体制

すべての町民が、父母をはじめ保護者が子育てについて責任を有することを前提としながらも、社会全体ですべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことを目的に推進していきます。

① 行政の役割

- 健康福祉課・教育委員会が中心となり、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施していきます。
- 庁内関係各課の連絡調整及び保健・医療・福祉に関わる各機関との連携体制の強化を図るとともに、住民や企業等が子育て支援推進に積極的に参画できるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

② 家庭の役割

- 父母その他の保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するという自覚のもと十分な愛情をもって子どもと接します。
- 家庭生活は父母が協力して営むものであるという意識を育みます。
- 保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことが望まれます。

③ 地域社会の役割

- 子育ての問題は社会全体の問題として、関係機関のみならず、町民一人ひとりがそのことを自覚し、自分のできることは協力するという意識を醸成します。
- 「自助・互助・共助・公助」という地域福祉の役割の概念、ボランティア活動への参画の気運をいかに高めます。
- 地域の子ども達や保護者とのふれあいの機会を増やし、地域社会全体で子育て支援に関わります。

④ 学校教育の役割

- 様々な人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育を行います。

⑤ 企業の役割

- 職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりを行います。
- 職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような職場環境づくりが望まれます。

各種相談窓口

子育ての相談やその他気になることについてご相談ください。

相 談	内 容	窓 口
子育て	○育児に関する悩み・不安・疑問、育児ストレスなど ○子供の発育・発達など ○妊娠・出産、母子に関すること ○乳幼児健診・予防接種	健康福祉課 健康係 (子育て世代包括支援センター) 電話 0233-29-5624
	○家庭での育児不安への相談 ○子育てサークル支援	おひさま電話相談 (金山町子育て支援センター) 電話 0233-52-2272
医 療	○子育て支援医療に関すること ○ひとり親家庭等の医療に関すること	健康福祉課 医療介護係 電話 0233-29-5625
教 育	○いじめ、不登校に関すること ○学習、進路に関すること	教学課 学校教育係 電話 0233-32-0075
手 当 ・ 助 成	○子どもに関する手当・補助に関すること (児童手当・児童扶養手当・多子通園助成金など) ○ひとり親家庭への支援 ○入園の基準に関すること	健康福祉課 子育て支援室 電話 0233-29-5622
児 童 福 祉	○経済的な不安や悩み ○障がい児支援 ○児童虐待について	健康福祉課 福祉係 電話 0233-29-5613 健康福祉課 子育て支援室 電話 0233-29-5622
	○児童に関すること	中央児童相談所 最上駐在 電話 0233-59-1281
	○母子(父子)に関すること ○DV(家庭内暴力)に関すること	最上総合支庁 子ども家庭支援課 電話 0233-29-1274

子育て コラム

かねやま子育て応援宣言

- 金山町では、平成29年度から、企業・家庭・地域・教育・行政の結び付けを強め、地域社会全体で子育て支援に関わります。
- 町のみんなで子育てをしよう！というPRポスターは公共施設や子育て応援カンパニー登録企業で掲示されています。



共通

- 飲料水（1人1日3ℓ×3日分）
- 非常食（7日分）
- レトルト食品・缶詰
- ポリ容器（給水用）
- 紙コップ
- 食品用ラップ
- フォーク・スプーン
- 常備薬・救急セット
- お薬手帳
- 保険証・診察券（コピー）
- 母子手帳（予定・連絡先を記載）
- ウェットティッシュ・消毒液
- タオル・バスタオル・毛布
- マスク
- 生理用品
- 歯ブラシ
- 携帯用トイレ
- トイレットペーパー
- 着替え（下着・防寒具・雨具）
- ビニール袋（不透明）
- 水のいないシャンプー
- 化粧品（乳液・リップクリームなど）
- アレルギー情報カード
- ヘルメット・軍手・長靴
- 携帯ラジオ（手回しが便利）
- 懐中電灯・電池（多めに用意）
- 携帯充電器
- ろうそく・ライター
- 現金
- レジャー・断熱マット
- 使い捨てカイロ
- 裁縫道具
- メモ帳・新聞紙・筆記用具・はさみ



妊婦

- 出産準備品（入院グッズ）
- 病院の場所・連絡先を記載したカード
- マタニティマーク

乳児

- 粉ミルク（スティックタイプが便利）
- 哺乳瓶（哺乳瓶乳首）
- 離乳食・おやつ
- 紙おむつ・おしりふき
- 抱っこヒモ・おんぶひも
- ビニール袋（不透明）
- ガーゼ
- 綿棒
- 赤ちゃん用爪切り



幼児

- 非常食（子どもにあったもの）
- 紙おむつ・おしりふき
- おもちゃ・ぬいぐるみ
- 親の連絡先・名前を記載したカード
- 靴

連絡先

- | | | | |
|-----------|-----|-------|------|
| 救急車 | 119 | 警察 | 110 |
| 海上保安庁 | 118 | 小児救急# | 8000 |
| 被災用伝言ダイヤル | | | |
| ▶ 録音 | 171 | 1 | |
| ▶ 再生 | 171 | 2 | |

※音声ガイドに従ってください

自然災害はいつ、どんな災害が起こるか分かりません。「こうすれば正解」というマニュアルはありませんが、下記を参考に災害時の対応やどんな備えが必要なのかを確認しておきましょう。

災害発生時の対応（参考）

- ◎出口を確保しましょう。この時、慌てないように注意してください。
- ◎火の始末をしましょう。この時、身の安全を優先してください。
- ◎災害時はラジオやテレビや携帯で正しい情報を収集しましょう。
- ◎避難の際は子どもの手を離さないようにしましょう。人混みでは抱きかかえてください。



安全に避難するために（参考）

- ◎持ち出し品はリュックサックに入れ両手が使えるようにしておく。
- ◎動きやすい長袖、長ズボンを着用する。燃えにくく暖かいものがベスト。
- ◎軍手や、革手袋をはめる。
- ◎底が厚く、履きなれた靴をはく。
- ◎ヘルメットや防災頭巾をかぶる。
- ◎必要に応じてマスクをつける。



ハザードマップの確認

国土交通省 ハザードマップポータルサイト

検索



◎重ねるハザードマップ

住所を入力すると、洪水・土砂災害・津波・道路災害などの情報や、過去の航空写真などを表示することができます。

◎わが町ハザードマップ

全国の自治体が作成している災害種別のハザードマップを確認することができます。

連絡先

名前		連絡先	
住所	〒 -		
× 毛			

名前		連絡先	
住所	〒 -		
× 毛			

名前		連絡先	
住所	〒 -		
× 毛			

名前		連絡先	
住所	〒 -		
× 毛			

名前		連絡先	
住所	〒 -		
× 毛			

名前		連絡先	
住所	〒 -		
× 毛			



MEMO



妊娠から出産、子育てまでをフルサポート

母子手帳アプリ「すくすくかねやま by 母子モ

の提供が始まりました！！

「すくすくかねやま」は町が提供する、安心してお使いいただける子育てアプリです。

ぜひダウンロードして、子育てにお役立てください♪

- ✿ 妊娠中も産後も、赤ちゃんの成長を大切に記録できる
- ✿ 予防接種の最適スケジュールのお知らせが届く
- ✿ 子育てイベントや健診の案内がプッシュ通知で届く
- ✿ 参加したい事業にオンラインで予約ができる



このアイコンが目印です



ダウンロードはこちらから

【冊子に関するお問合せ】

金山町役場健康福祉課 子育て支援室 TEL：29-5622 FAX：52-2004